

5 川 監 第 1 3 2 号
令和 5 年 5 月 1 8 日

請求人 坂巻 良一 様

川崎市監査委員	大 村 研 一
同	植 村 京 子
川崎市監査委員職務執行者	浅 野 文 直
同	山 田 晴 彦

川崎市職員措置請求について（通知）

令和 5 年 3 月 2 7 日付け川崎市職員措置請求（以下「本件措置請求」という。）については、次の理由により、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。）第 2 4 2 条の要件を欠いて不適法であり、これを却下することとしたので、その旨を通知します。

理 由

1 本件措置請求は、市が令和3年度に少額随意契約の軽易工事として発注・契約した70校の小学校における遊具補修等工事（以下「本件各工事」という。）について、全校の遊具工事を一括発注するか、川崎区から麻生区までの7つの区別にまとめて発注すべきであるところ、学校別に250万円以下の70件の工事に分割して随意契約として発注・契約した違法性があるとし、本件各工事の随意契約による契約の合計金額を損害額として、市の被った損害を補填するために必要な措置を執ること等を求めている。

2 そこで検討するに、法第242条に規定する住民監査請求は、具体的な違法若しくは不当な財務会計行為等を対象とするものであることから、請求を行うにあたっては、当該行為等を個別的、具体的に摘示し、かつ、その事実があることを証する書面を添付しなければならないが、それがなされない場合は住民監査請求の要件を欠くこととなると解されている（最高裁判所平成2年6月5日判決（平成元年（行ツ）第68号）参照）。

3 本件措置請求において、請求人は、少なくとも各区にまとめて発注すれば、それらによる事務処理経費の節減とともに、職員の事務負担の効率化も図られることから、70件の少額随意契約に分割発注することは、デメリットのみがあるのみでメリットはみられないと主張し、市内の道路公園センターで管轄する複数の公園の遊具補修等工事を一括して発注している事例を挙げている。

しかしながら、請求人の提出資料によれば、市内の道路公園センターの事例は複数の公園の遊具補修等工事を一括して発注しているものの、その契約方法は250万円以下の工事として随意契約の方法によったものであり、請求人が主張する競争入札の方法によるべきとの判断に基づき執行されたものではない。

また、請求人は、本件各工事の違法性の根拠として、他都市の監査結果を挙げるが、それらの内容は、同一物品を同じ場所から各学校まで運搬等する委託契約、同一大学内で行われた2箇所の蓄電池交換工事、同一施設内の居室間仕切改修工事と宿泊棟防犯フィルム工事、下水道本部処理場の管理区域内の植栽管理業務委託とい

ったものであり、その余の事務機器の購入等も含めて定期監査等における監査委員の指摘事項であって、いずれも本件の遊具補修等工事のような多数の学校における同種工事の事例ではなく、本件各工事が違法又は不当であるとする根拠とはなり得ない。

他方、本件各工事は、市内の全小学校で行われた遊具安全点検の結果報告を端緒とするもので、当該遊具の種類や不具合の状況は学校ごとに異なり、各学校において児童生徒の利用状況、体育学習上の必要性なども勘案しながら補修等工事（撤去、更新又は補修）の内容を検討し、教育委員会事務局と協議した結果、同事務局が発注・契約したもので、学校単位の契約と認められる。

そして、本件各工事を一括もしくは区ごとに分けて1業者による工事を実施しようとするれば、70校全ての工事内容の確認、工事日程及び時間帯の調整管理等が必要となり、それに要する時間や事務負担が増大する一方、児童生徒の安全確保に支障が生じる可能性も否定できない。

加えて、請求人の提出資料及び市（教育委員会事務局）への照会結果によれば、本件各工事は、それぞれ異なる業者3者から工事見積書を徴収し、最低価格を提示した者と契約を締結しており、請求人の提出資料を精査しても、本件各工事を軽易工事として実施したことによって損害が発生したと推認できるものはない。

4 以上によれば、請求人は、本件各工事における学校別の発注・契約について、その違法性又は不当性を個別的、具体的に摘示しないままに漠然と違法又は不当の疑いがあるとして、監査委員に調査を求めるものと言わざるを得ない。

5 よって、本件措置請求は、法第242条の要件を欠き、不適法であるので、合議によりこれを却下すべきものと判断した。